

令和3年度

武雄市一般会計  
特別会計  
予算書

第 27 号 議 案

令 和 3 年 度

武 雄 市 一 般 会 計 予 算

## 令和3年度武雄市一般会計予算

令和3年度武雄市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ269億4381万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和3年3月1日 提出

武雄市長 小松 政

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市税		53 億 7260 万 2
	1 市民税	20 億 8990 万 0
	2 固定資産税	26 億 7860 万 0
	3 軽自動車税	1 億 9410 万 0
	4 市たばこ税	3 億 9000 万 1
	5 入湯税	2000 万 1
2 地方譲与税		1 億 5800 万 0
	1 地方揮発油譲与税	3200 万 0
	2 自動車重量譲与税	1 億 400 万 0
	3 森林環境譲与税	2200 万 0
3 利子割交付金		500 万 0
	1 利子割交付金	500 万 0
4 配当割交付金		1200 万 0
	1 配当割交付金	1200 万 0
5 株式等譲渡所得割交付金		800 万 0
	1 株式等譲渡所得割交付金	800 万 0
6 法人事業税交付金		6100 万 0
	1 法人事業税交付金	6100 万 0
7 地方消費税交付金		10 億 1700 万 0
	1 地方消費税交付金	10 億 1700 万 0
8 ゴルフ場利用税交付金		3500 万 0
	1 ゴルフ場利用税交付金	3500 万 0
9 環境性能割交付金		1800 万 0
	1 環境性能割交付金	1800 万 0
10 地方特例交付金		1 億 500 万 0

	1 地方特例交付金	4500 <sup>万</sup> 0
	2 地方税減収補填特別交付金	6000 <sup>万</sup> 0
11 地方交付税		66 <sup>億</sup> 0 <sup>万</sup> 0
	1 地方交付税	66 <sup>億</sup> 0 <sup>万</sup> 0
12 交通安全対策特別交付金		1000 <sup>万</sup> 0
	1 交通安全対策特別交付金	1000 <sup>万</sup> 0
13 分担金及び負担金		9234 <sup>万</sup> 4
	1 分担金	1761 <sup>万</sup> 5
	2 負担金	7472 <sup>万</sup> 9
14 使用料及び手数料		4 <sup>億</sup> 1774 <sup>万</sup> 8
	1 使用料	2 <sup>億</sup> 3118 <sup>万</sup> 4
	2 手数料	1 <sup>億</sup> 8656 <sup>万</sup> 4
15 国庫支出金		34 <sup>億</sup> 6415 <sup>万</sup> 0
	1 国庫負担金	28 <sup>億</sup> 2956 <sup>万</sup> 6
	2 国庫補助金	6 <sup>億</sup> 881 <sup>万</sup> 0
	3 国庫委託金	2577 <sup>万</sup> 4
16 県支出金		23 <sup>億</sup> 1092 <sup>万</sup> 6
	1 県負担金	14 <sup>億</sup> 2095 <sup>万</sup> 3
	2 県補助金	7 <sup>億</sup> 8696 <sup>万</sup> 7
	3 県委託金	1 <sup>億</sup> 300 <sup>万</sup> 6
17 財産収入		2307 <sup>万</sup> 2
	1 財産運用収入	1548 <sup>万</sup> 0
	2 財産売払収入	759 <sup>万</sup> 2
18 寄附金		12 <sup>億</sup> 0 <sup>万</sup> 3
	1 寄附金	12 <sup>億</sup> 0 <sup>万</sup> 3
19 繰入金		17 <sup>億</sup> 9078 <sup>万</sup> 5
	1 特別会計繰入金	1 <sup>億</sup> 5335 <sup>万</sup> 7

(単位：千円)

款	項	金額
	2 基金繰入金	16億 3742万 8
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		8億 5388万 5
	1 延滞金加算金	226万 1
	2 貸付金元利収入	1億 9000万 2
	3 受託事業収入	4億 5833万 0
	4 雑入	2億 329万 2
22 市債		33億 8930万 0
	1 市債	33億 8930万 0
歳	入	合計
		269億 4381万 6

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		2億 2976万 0
	1 議会費	2億 2976万 0
2 総務費		42億 9727万 9
	1 総務管理費	20億 356万 5
	2 企画費	17億 5632万 9
	3 徴税費	2億 3024万 7
	4 戸籍住民基本台帳費	2億 311万 0
	5 選挙費	6505万 7
	6 統計調査費	1012万 0
	7 監査委員費	2885万 1
3 民生費		88億 9992万 3
	1 社会福祉費	26億 7414万 2
	2 老人福祉費	20億 9759万 3
	3 児童福祉費	36億 953万 7
	4 生活保護費	5億 1674万 1
	5 災害救助費	191万 0
4 衛生費		17億 1466万 6
	1 保健衛生費	4億 1547万 4
	2 環境衛生費	5635万 6
	3 清掃費	11億 4975万 2
	4 上水道費	9308万 4
5 労働費		3461万 6
	1 労働諸費	3461万 6
6 農林業費		7億 6752万 5
	1 農業費	6億 9859万 2

(単位：千円)

款	項	金額
	2 林業費	6893 <sup>万</sup> 3
7 商工費		7 <sup>億</sup> 6668 <sup>万</sup> 6
	1 商工費	7 <sup>億</sup> 6668 <sup>万</sup> 6
8 土木費		25 <sup>億</sup> 5932 <sup>万</sup> 0
	1 土木管理費	7926 <sup>万</sup> 7
	2 道路橋梁費	9 <sup>億</sup> 4203 <sup>万</sup> 6
	3 河川費	5567 <sup>万</sup> 0
	4 都市計画費	13 <sup>億</sup> 9595 <sup>万</sup> 6
	5 住宅費	8639 <sup>万</sup> 1
9 消防費		7 <sup>億</sup> 3854 <sup>万</sup> 3
	1 消防費	7 <sup>億</sup> 3854 <sup>万</sup> 3
10 教育費		38 <sup>億</sup> 5226 <sup>万</sup> 9
	1 教育総務費	6 <sup>億</sup> 4577 <sup>万</sup> 2
	2 幼稚園費	3193 <sup>万</sup> 3
	3 小学校費	2 <sup>億</sup> 6091 <sup>万</sup> 1
	4 中学校費	1 <sup>億</sup> 3670 <sup>万</sup> 3
	5 社会教育費	11 <sup>億</sup> 586 <sup>万</sup> 5
	6 保健体育費	16 <sup>億</sup> 7108 <sup>万</sup> 5
11 災害復旧費		4221 <sup>万</sup> 6
	1 農林施設災害復旧費	3821 <sup>万</sup> 1
	2 土木施設災害復旧費	1
	3 鉾害対策費	400 <sup>万</sup> 4
12 公債費		29 <sup>億</sup> 7623 <sup>万</sup> 6
	1 公債費	29 <sup>億</sup> 7623 <sup>万</sup> 6
13 諸支出金		10 <sup>万</sup> 0
	1 公営競技費	1
	2 土地開発基金繰出金	9 <sup>万</sup> 9



14 予備費		6467 <sup>万</sup> 7
	1 予備費	6467 <sup>万</sup> 7
歳	出	269 <sup>億</sup> 4381 <sup>万</sup> 6
	合	計

第 2 表 継 続 費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	6 保健体育費	新 球 場 建 設 事 業 ( グ ラ ウ ン ド 等 整 備 )	千円  8億 3977万 3	令和3年度	千円  7億 9144万 5
				令和4年度	4832万 8

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
窓口業務委託料	令和4年度 ） 令和6年度	千円  1億2200万0
武雄市営住宅指定管理料 (消防用設備管理業務)	令和4年度 ） 令和6年度	666万6
武雄市営住宅指定管理料 (志久住宅施設設備等管理業務)	令和4年度 ） 令和6年度	732万6

第 4 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
防災情報発信システム構築事業	千円 2億 6910万 0	1 証書借入又は債券発行の方法  2 財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借入れる。  3 借入れの時期は、令和3年度とする。ただし、借入れの期日は、借入先と協議する。工事の都合等により翌年度に繰越借入れすることができる。	年 3.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	① 償還期限、据置期間等については、借入先の定める条件による。  ② 償還は、元利均等償還又は元金均等償還  ③ 市財政の都合により、繰上償還、償還期限の短縮又は低利債に借換えることができる。
交通安全対策事業	70万 0			
新幹線鉄道整備事業	6300万 0			
過疎地域自立促進特別事業基金積立金	3500万 0			
佐賀西部広域水道企業団出資金	8480万 0			
地域農業水利施設ストックマネジメント事業	310万 0			
県営農村地域防災減災事業	940万 0			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業水路等長寿命化・防災減災事業	千円 1630 <sup>万</sup> 0	1 証書借入又は債券発行の方法  2 財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借入れる。  3 借入れの時期は、令和3年度とする。ただし、借入れの期日は、借入先と協議する。工事の都合等により翌年度に繰越借入れすることができる。	年3.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	① 償還期限、据置期間等については、借入先の定める条件による。  ② 償還は、元利均等償還又は元金均等償還  ③ 市財政の都合により、繰上償還、償還期限の短縮又は低利債に借換えることができる。
主要道路整備事業	4320 <sup>万</sup> 0			
市道整備過疎対策事業	4000 <sup>万</sup> 0			
道路舗装事業	4450 <sup>万</sup> 0			
道路防災事業	1350 <sup>万</sup> 0			
橋梁整備事業	2630 <sup>万</sup> 0			
交通安全施設整備事業	40 <sup>万</sup> 0			

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
急傾斜地崩壊防止事業	千円 790 <sup>万</sup> 0	1 証書借入又は債券発行の方法  2 財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借入れる。  3 借入れの時期は、令和3年度とする。ただし、借入れの期日は、借入先と協議する。工事の都合等により翌年度に繰越借入れすることができる。	年3.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	① 償還期限、据置期間等については、借入先の定める条件による。  ② 償還は、元利均等償還又は元金均等償還  ③ 市財政の都合により、繰上償還、償還期限の短縮又は低利債に借換えることができる。
緊急浚渫推進事業	800 <sup>万</sup> 0			
武雄温泉駅南口周辺整備事業	5750 <sup>万</sup> 0			
中野御船山線街路事業	600 <sup>万</sup> 0			
都市再生整備計画事業	9280 <sup>万</sup> 0			
消防施設整備事業	2960 <sup>万</sup> 0			
朝日公民館建設事業	3 <sup>億</sup> 2300 <sup>万</sup> 0			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新球場建設事業	千円 12億 8100万 0	1 証書借入又は債券発行の方法	年3.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後に おいては、当該見直し後の 利率)	① 償還期限、据置期間等 については、借入先の定 める条件による。  ② 償還は、元利均等償還 又は元金均等償還  ③ 市財政の都合により、 繰上償還、償還期限の短 縮又は低利債に借換える ことができる。
公園整備事業	700万 0	2 財務省財政融資資金、地方公共 団体金融機構、銀行その他から借 入れる。		
過年発生農地農林施設災害復旧事業	20万 0	3 借入れの時期は、令和3年度 とする。ただし、借入れの期日 は、借入先と協議する。工事の 都合等により翌年度に繰越借入 れすることができる。		
臨時財政対策債	9億 2700万 0			

第 28 号 議 案

令 和 3 年 度

武雄市国民健康保険特別会計予算



## 令和3年度武雄市国民健康保険特別会計予算

令和3年度武雄市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ59億7892万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月1日 提出

武雄市長 小松 政

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		10 <sup>億</sup> 8010 <sup>万</sup> 2
	1 国民健康保険税	10 <sup>億</sup> 8010 <sup>万</sup> 2
2 一部負担金		1
	1 一部負担金	1
3 使用料及び手数料		60 <sup>万</sup> 0
	1 手数料	60 <sup>万</sup> 0
4 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
5 県支出金		43 <sup>億</sup> 3031 <sup>万</sup> 6
	1 県補助金	43 <sup>億</sup> 3031 <sup>万</sup> 6
6 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
7 繰入金		5 <sup>億</sup> 5951 <sup>万</sup> 4
	1 他会計繰入金	5 <sup>億</sup> 5951 <sup>万</sup> 3
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		838 <sup>万</sup> 9
	1 延滞金、加算金及び過料	488 <sup>万</sup> 5
	2 預金利子	1
	3 雑入	350 <sup>万</sup> 3
10 市債		1
	1 財政安定化基金借入金	1
歳 入	合 計	59 <sup>億</sup> 7892 <sup>万</sup> 6

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		8700 <sup>万</sup> 0
	1 総務管理費	8609 <sup>万</sup> 7
	2 徴収費	60 <sup>万</sup> 0
	3 運営協議会費	30 <sup>万</sup> 3
2 保険給付費		41 <sup>億</sup> 5023 <sup>万</sup> 8
	1 療養諸費	35 <sup>億</sup> 7246 <sup>万</sup> 7
	2 高額療養費	5 <sup>億</sup> 6162 <sup>万</sup> 9
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	1344 <sup>万</sup> 0
	5 葬祭諸費	270 <sup>万</sup> 0
3 国民健康保険事業費納付金		15 <sup>億</sup> 2936 <sup>万</sup> 2
	1 医療給付費分	11 <sup>億</sup> 5266 <sup>万</sup> 6
	2 後期高齢者支援金等分	2 <sup>億</sup> 8395 <sup>万</sup> 0
	3 介護納付金分	9274 <sup>万</sup> 6
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 財政安定化基金拠出金		35 <sup>万</sup> 7
	1 財政安定化基金拠出金	35 <sup>万</sup> 7
6 保健事業費		6867 <sup>万</sup> 2
	1 保健事業費	2957 <sup>万</sup> 5
	2 特定健康診査等事業費	3909 <sup>万</sup> 7
7 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
8 公債費		8120 <sup>万</sup> 1
	1 公債費	8120 <sup>万</sup> 1

(単位：千円)

款	項	金額
9 諸支出金		1232 <sup>万</sup> 1
	1 償還金及び還付加算金	932 <sup>万</sup> 1
	2 繰出金	300 <sup>万</sup> 0
10 予備費		4977 <sup>万</sup> 3
	1 予備費	4977 <sup>万</sup> 3
歳	出 合 計	59 <sup>億</sup> 7892 <sup>万</sup> 6

第 29 号 議 案

令 和 3 年 度

武雄市後期高齢者医療特別会計予算

## 令和3年度武雄市後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度武雄市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億9417万6千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月1日 提出

武雄市長 小松 政

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		4 <sup>億</sup> 8866 <sup>万</sup> 3
	1 後期高齢者医療保険料	4 <sup>億</sup> 8866 <sup>万</sup> 3
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		2 <sup>億</sup> 314 <sup>万</sup> 2
	1 一般会計繰入金	2 <sup>億</sup> 314 <sup>万</sup> 2
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		236 <sup>万</sup> 9
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	152 <sup>万</sup> 0
	3 特定健康診査等受託費	84 <sup>万</sup> 4
	4 雑入	3
歳 入	合 計	6 <sup>億</sup> 9417 <sup>万</sup> 6

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		291 <sup>万</sup> 3
	1 総務管理費	35 <sup>万</sup> 3
	2 徴収費	171 <sup>万</sup> 6
	3 保健事業費	84 <sup>万</sup> 4
2 後期高齢者医療広域連合納付金		6 <sup>億</sup> 8973 <sup>万</sup> 7
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	6 <sup>億</sup> 8973 <sup>万</sup> 7
3 諸支出金		152 <sup>万</sup> 1
	1 償還金及び還付加算金	152 <sup>万</sup> 0
	2 繰出金	1
4 予備費		5
	1 予備費	5
歳 出	合 計	6 <sup>億</sup> 9417 <sup>万</sup> 6



第 30 号 議 案

令 和 3 年 度

武 雄 市 競 輪 事 業 特 別 会 計 予 算

## 令和3年度武雄市競輪事業特別会計予算

令和3年度武雄市の競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 248億5636万4千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和3年3月1日 提出

武雄市長 小松 政

## 第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 競輪事業収入		233 <sup>億</sup> 505 <sup>万</sup> 1
	1 競輪開催収入	233 <sup>億</sup> 505 <sup>万</sup> 1
2 寄附金		1
	1 寄附金	1
3 繰入金		2
	1 基金繰入金	2
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		15 <sup>億</sup> 5130 <sup>万</sup> 9
	1 雑入	15 <sup>億</sup> 5130 <sup>万</sup> 9
歳 入	合 計	248 <sup>億</sup> 5636 <sup>万</sup> 4

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 競輪事務費		245 億 5218 万 8
	1 競輪事務費	6 億 2063 万 5
	2 競輪開催費	239 億 3155 万 3
2 公債費		1523 万 9
	1 公債費	1523 万 9
3 諸支出金		1 億 2530 万 9
	1 繰出金	1 億 2530 万 8
	2 公営競技納付金	1
4 予備費		1 億 6362 万 8
	1 予備費	1 億 6362 万 8
歳 出	合 計	248 億 5636 万 4

第 31 号 議 案

令 和 3 年 度

武 雄 市 給 湯 事 業 特 別 会 計 予 算

## 令和3年度武雄市給湯事業特別会計予算

令和3年度武雄市の給湯事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1500万4千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月1日 提出

武雄市長 小松 政

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業収入		1500 <sup>万</sup> 0
	1 事業収入	1500 <sup>万</sup> 0
2 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		2
	1 雑入	2
歳 入	合 計	1500 <sup>万</sup> 4

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		1354 <sup>万</sup> 1
	1 事業費	1354 <sup>万</sup> 1
2 予備費		146 <sup>万</sup> 3
	1 予備費	146 <sup>万</sup> 3
歳 出	合 計	1500 <sup>万</sup> 4



第 32 号 議 案

令 和 3 年 度

武雄市新工業団地整備事業特別会計予算

## 令和3年度武雄市新工業団地整備事業特別会計予算

令和3年度武雄市の新工業団地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億7585万0千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和3年3月1日 提出

武雄市長 小松 政

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県支出金		33 <sup>万</sup> 6
	1 県負担金	21 <sup>万</sup> 3
	2 県補助金	12 <sup>万</sup> 3
2 繰入金		81 <sup>万</sup> 3
	1 他会計繰入金	81 <sup>万</sup> 3
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 市債		7 <sup>億</sup> 7470 <sup>万</sup> 0
	1 市債	7 <sup>億</sup> 7470 <sup>万</sup> 0
歳 入	合 計	7 <sup>億</sup> 7585 <sup>万</sup> 0

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		7 億 7479 万 5
	1 事業費	7 億 7479 万 5
2 公債費		85 万 5
	1 公債費	85 万 5
3 予備費		20 万 0
	1 予備費	20 万 0
歳 出	合 計	7 億 7585 万 0

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
<p>新工業団地整備事業 (地域開発事業)</p>	<p>千円  7億 7470万 0</p>	<p>1 証書借入又は債券発行の方法</p> <p>2 財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借入れる。</p> <p>3 借入れの時期は、令和3年度とする。ただし、借入れの期日は、借入先と協議する。工事の都合等により翌年度に繰越借入れすることができる。</p>	<p>年3.0% 以 内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>① 償還期限、据置期間等については、借入先の定める条件による。</p> <p>② 償還は、満期一括償還</p> <p>③ 市財政の都合により、繰上償還、償還期限の短縮又は低利債に借換えることができる。</p>

第 33 号 議 案

令 和 3 年 度

武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計予算

## 令和3年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計予算

令和3年度武雄市の国道34号用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億230万0千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和3年3月1日 提出

武雄市長 小松 政

# 第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		700 <sup>万</sup> 0
	1 他会計繰入金	700 <sup>万</sup> 0
2 市債		9530 <sup>万</sup> 0
	1 市債	9530 <sup>万</sup> 0
歳 入	合 計	1 <sup>億</sup> 230 <sup>万</sup> 0



歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国道34号用地先行取得事業費		1億 163万 0
	1 国道34号用地先行取得事業費	1億 163万 0
2 予備費		67万 0
	1 予備費	67万 0
歳 出	合 計	1億 230万 0

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
<p>国道 3 4 号用地先行取得事業</p>	<p>千円  9530<sup>万</sup>0</p>	<p>1 証書借入又は債券発行の方法</p> <p>2 財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借入れる。</p> <p>3 借入れの時期は、令和 3 年度とする。ただし、借入れの期日は、借入先と協議する。工事の都合等により翌年度に繰越借入れすることができる。</p>	<p>年 3.0 %  以 内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>① 償還期限、据置期間等については、借入先の定める条件による。</p> <p>② 償還は、元利均等償還又は元金均等償還</p> <p>③ 市財政の都合により、繰上償還、償還期限の短縮又は低利債に借換えることができる。</p>